

平成十九年二月十三日受領
答弁第三十九号

内閣衆質一六六第三九号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の絵画は、我が国の文化を紹介する目的で制作者に作成を依頼して直接購入したものであり、その購入価格を明らかにすることは制作者に対する評価に影響を及ぼすおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。御指摘の絵画の時価については、外務省として、確定的にお答えすることは困難である。御指摘の絵画は、在ロシア日本国大使館（以下「大使館」という。）の大使公邸に掲示されている。

二について

御指摘の絵画は、寄贈を受けたものである。御指摘の絵画の時価については、外務省として、確定的にお答えすることは困難である。御指摘の絵画は、大使館の大使公邸に掲示されている。

三について

金屏風^{びょうぶ}は、一般に、在外公館の公邸等において各種行事を行う際、出席者を際立たせることにより、行事を効果的に進行させる目的で使用されることが多い。御指摘の金屏風の購入価格は、購入の経緯が分かる文書の保存期限が過ぎているため、お答えすることは困難である。

四について

大使館に配置されている美術品は、齋藤泰雄ロシア連邦駐箚特命全権大使の責任の下、適正に保管がさ
れている。